## おむつ代に係る医療費控除のための主治医意見書内容確認書の交付について (令和5年度以前の年分の申告)

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行した「おむつ使用証明書」がなくとも、市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容(下記※)を確認した書類(確認書)により、寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

- ※ 医療費控除の証明に必要な主治医意見書の内容について
- ①主治医意見書は、おむつを使用した当該年、その前年又はその前々年に作成された ものであること。

令和5年中に使用したおむつに係る費用の医療費控除にあたって、令和5年中に作成された主治医意見書の内容を確認する必要があります。ただし、認定有効期間が13ヶ月以上の場合で、おむつを使用した令和5年中に主治医意見書の作成がない場合は、前年(令和4年)または前々年(令和3年)に作成された意見書で確認します。②障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)の記載が「B1、B2、C1、又はC2」(寝たきり)であること。

- ③尿失禁の発生可能性の記載が「あり」であること。
- ・以上の①②③の内容を確認し、該当する方に確認書を発行します。
- ・主治医意見書の記載内容を確認した結果、該当しない場合には「確認書」は発行できません。この場合、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、寝たきり状態にあること、及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が別途必要となります。